

別海町パブリックコメント手続実施要綱【解説版】

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定め、町の重要な政策形成過程において町民等との情報共有を図り参画機会を拡充するとともに、町民へ説明責任を果たすことで、本町の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働による豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(考え方)

- 本町がパブリックコメント制度を導入する目的は、町民との協働による豊かなまちづくりを目指して、意思決定前の政策等の案を公表し、町民等との情報共有を図り、町民等の多様な意見等を広く聴くことにより、町民の参画を促進し、より町民の立場に立った政策を立案・決定する事にあります。

また、同時に町民への説明の機会を確保することで、本町の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る事を目指しています。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント手続」とは、町の計画等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く公表し、町民等から意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)を求め、寄せられた意見等を考慮して実施機関の意思決定を行うとともに、その寄せられた意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において、「町民等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有するもの

(考え方)

- パブリックコメント制度は、町の政策等の案について、町が最終的な意思決定を行う前に、町民等に公表し意見を募集するとともに、提出された意見が当該政策等の案に反映できるかどうかを検討するものです。また、政策等の案の最終的な意思決定後に、意見の採用、不採用にかかわらず、提出された意見とそれに対する総合的な町の考え方を公表する一連の手続をいいます。

この手続は、あくまで政策等の案をより良いものにするために意見を募集するものであり、案件についての賛否を問うものではありません。また、この制度では、提出された意見等を必ず取り入れるということではありません。

- 実施機関とは、パブリックコメント制度の手続を実施する町の機関をいいます。また、この手続を町政全般に適用させるため、議決機関である議会や固定資産評価審査委員会を除く町の機関すべてをこの制度の実施機関に位置づけます。
- パブリックコメント制度は、意見の内容が適切であれば活かしていくものであり、意見の提出者に着目するものではないことから、町内の事務所又は事業所に勤務する町外の個人及び事業者についても町民等からの意見と同様に扱うこととします。

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる町の基本的な政策等(以下「政策等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は改定
- (2) 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(ただし、金銭徴収に関する条項を除く。)の制定又は改廃
- (4) 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な変更
- (5) 町の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(考え方)

- 町の基本的な施策に関する計画、指針等とは、総合計画・長期ビジョンなど、町の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向を定めるもののほか、環境基本計画など、町行政の各分野の施策展開の基本方針を定める計画のことをいい、構想、指針、プラン等その名称を問いません。なお、単年度の施策を記載した実施計画や個別の事業計画などは該当しません。
- 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例とは、町政全般についての基本理念や基本方針などを定めるものをいい、情報公開条例、個人情報保護条例などが該当します。
従って、職員の給与に関する条例など町民に直接影響が及ばないような行政内部のみに適用されるものは該当しません。
- 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例とは、広く町民に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項に基づく条例を指し、畜犬取締及び野犬掃とう条例などが該当します。
また、金銭徴収に関するものを除くとは、財政に与える影響について十分な検討のないまま負担軽減を求める意見が多く提出され、安易に修正すると、町の財政的基盤を揺るがすおそれがあるとして地方自治法第74条第1項により、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定又は改廃が直接請求の対象になっていないことなどを踏まえ、この手続の対象から除きます。なお、行政内部のみに適用されるもの、あるいは補助金交付要綱のような行政サービスに係るものは対象としません。
- 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な変更とは、広く町民の利用が予想される会館、公園など大規模な施設の整備に係る理念・機能等を定める計画のことをいい、事業実施計画などは該当しません。(構想・計画の名称は問わない。)したがって、現在ある

道路の路盤改良や舗装の新設、公園等にある設備の更新、土木施設等の災害復旧など現在ある施設の維持、復旧、機能の改良を含みません。

- 町の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改廃については、町民憲章や平和宣言などが該当します。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度の対象としないことができるものとする。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 政策等の策定にあたり、実施機関の裁量の余地がないもの、その他政策等の性質上パブリックコメント制度に適さないもの
- (3) 政策等の策定にあたり、附属機関又はこれに類するものにおいて、意見聴取の手続が法令等により定められているもの
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント制度に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するもの

(考え方)

- 緊急を要するもの又は軽微なものとは、本手続に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を行う時間がない場合をいいます。具体的には、災害などの緊急に対応する場合が考えられます。また、軽微なものとは、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものや上位計画などの変更に伴う一部の変更をする場合をいいます。
- 実施機関の裁量の余地がないものとは、法令や国・道の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った決定をしているものをいいます。
- 意見聴取の手続が法令等により定められているものとは、法令などの規定により、公告、縦覧、公聴会の開催などの実施が義務付けされているものをいいます。
- 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント制度に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するものとは、審議会、協議会等の附属機関などにおいて、パブリックコメント手続を実施した報告や答申などがなされた場合には、同様の案について手続を繰り返すことは、費用対効果や効率性の観点から望ましくないと考えられることから実施機関において、パブリックコメント手続を実施しないことができるものです。

(公表の時期)

第5条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、政策等の最終的な意思決定を行う前に適切な期間を設け、その案を公表するものとする。

- 2 前項の規定により政策等の案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的、背景その他の参考となる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(考え方)

- 計画等の案を公表する場合には、町民がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるよう努めます。なお、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料などを合わせて提供することとします。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
 - (2) 政策等の担当課、西春別支所、尾岱沼支所、上春別連絡事務所、上風連連絡事務所、その他実施機関が指定する場所での閲覧
 - (3) 前号に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じて、町の広報誌への掲載、報道機関への情報提供等の方法により公表に努めるものとする。
- 2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

(考え方)

- パブリックコメント手続の実施にあたっては、広く周知することが必要なことから、計画等の素案及び資料等を必ずホームページに掲載し、政策等の担当課等に据え置きます。また、公表資料が相当量に及ぶ場合には、町のホームページにその全てを掲載することが困難であると思われるので、その内容がわかる概要を公表します。この場合には、公表資料の入手方法を明確にして周知することとします。

(意見等の提出方法)

第7条 実施機関は、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)により、意見提出期間は、公示の日から起算して30日以上とする。ただし、法により30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができるが、この場合においては、当該公表の際にその理由を明らかにしなければならない。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとするものは、住所、氏名及び連絡先を明らかにしなければならない。

(考え方)

- 意見等の提出期間は、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)により30日以上とします。

また、緊急性を考慮し、提出期間の短縮等を行う場合は、政策等の案の公表時にその理由を明示

することとします。

- 意見等の提出については、記録に残すことが必要であることから、電話や口頭による意見等には対応できません。また、町民等が意見を提出する際に、住所、氏名及び連絡先の明記を受付条件とするのは、意見提出に係る責任の所在をはっきりさせることと、意見内容の確認を行う必要が生じた際に連絡を取れるようにするためです。なお、意見の公表時は、提出者の氏名等は公表しません。

(提出意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、意思決定した政策等のほかに、町民等から提出された意見等及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。
- 3 公表することにより、提出者及び第三者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとする。

(考え方)

- 実施機関は、提出された意見を十分に考慮し、政策等の案について最終的に意思決定を行います。
- パブリックコメント手続は、町における情報収集手段の多様化を目的とするものであり、住民投票に類似する制度ではありませんので、単に賛否の結論を示しただけの意見や政策等の案の内容と直接関係のない意見等については、町の考え方を公表しない場合があります。
- 公表する内容に不適切な情報が含まれていると判断される場合にあっては、その全部又は一部を公表しないこととします。
- 提出された意見等について、類似の意見が多数あった場合は、まとめて公表することがあります。

(一覧表の公表)

第9条 町長は、町民等の意見の募集を行っている案件の一覧表を作成し、町民等に情報提供するものとする。

- 2 前項の一覧には、案件名、意見募集期間、案の入手方法及び問合せ先を明記するものとする。

(考え方)

- パブリックコメント手続を実施している案件については、町ホームページにその一覧表を掲載し、案件名、意見募集期間、案の入手方法及び問合せ先を明記して公表することとします。
なお、町ホームページに掲載させる期間は公示から起算して1年間とする。

(意見等及び一覧の公表)

第10条 第8条及び前条に規定する公表については、町ホームページに掲載し行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令は、施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際、既に立案過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

(考え方)

○ この要綱の施行にあたり、現に立案過程にある計画等については、立案のスケジュール等に配慮し、この要綱は適用しませんが、可能な範囲において、この制度に準じた手続を実施します。